

5.1 板橋区立高島第五小学校

板橋区立高島第五小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の理念

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月1日 文部科学大臣決定）、「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」（平成26年10月1日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「高島第五小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

（1）いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ未然防止に取り組む。

（2）いじめは、どの子どもにも、どの学校、どの学級でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。

（3）いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭・その他の関係機関との連携の下、いじめの早期対応と早期解決に取り組む。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめの防止に向けた学校の方針

いじめ防止に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組む。また、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員が協力して迅速に対応する。

本校のすべての児童にとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会、地域等とも連携し、児童一人一人に対し協力して支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指す。

児童が主体となっていじめのない「子ども社会」を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

3 いじめ防止等の対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止等対策委員会」（以下、「学校対策委員会」という。）を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・他関係者とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、学校運営連絡協議会、世話人会、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

(2) 具体的な取組

① いじめの未然防止

ア 人権教育の充実

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する授業を通じて、いじめ等の生活指導上の諸問題の未然防止に努める。

人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない指導と、「いじめ」を見て見ないふりをすることもよくないという認識を徹底させる適切な指導を行う。

イ 児童を認め励ます学級経営

児童の「よいところ、がんばったところ」を認め励まし合う学級の雰囲気づくりを進める。

ウ 授業規律と心の教育

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。同時に、他者に対する思いやりの心や規範意識の向上を図る。

エ 協同学習の導入による学級づくり

学級集団を小集団に分け、その小集団内で互恵的な相互依存関係をもとに、協同的な学習活動を実践することを通じて、個人の責任や社会的スキル、集団を改善する手続き等を身に付けさせる。

オ 体験活動の充実

自然体験等の様々な体験活動を通じて、児童の社会性や豊かな人間性を育む。

カ 保幼小中連携

いじめ等の原因ともなりうる小1プロブレムや中1ギャップなどの教育課題へ対応するため、保育園・幼稚園・小学校・中学校で連携した教育を実施する。

キ 校内におけるいじめ防止研修の実施

いじめを生み出さない学級の雰囲気作りや、いじめを見逃さない観察の視点、いじめの様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等のいじめ防止研修を企画し、実施する。

② いじめの早期発見

ア 児童の見守り

授業中だけでなく、休み時間や放課後等の児童の行動を注意して見守り、「いじめられて

いるサイン」を見逃さないようにする。

イ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業等で行う児童の観察や5年生全員面接を、いじめの実態把握に役立てる。

ウ 保護者への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

エ いじめ実態把握調査

いじめの実態把握、早期発見のため、アンケート方式による調査を、適宜行う。

③ いじめへの早期対応

ア 被害児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、見守る体制を速やかに整備する。

スクールカウンセラーによる被害児童等へのケアを実施する。

イ 迅速な調査（学校調査委員会）

「学校対策委員会」を中心に「学校調査委員会」を設置し、早急に全容を解明するため、

「いつから、何を、誰に、どの程度」等を児童からの聴き取り、確認する。

いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。

ウ 加害児童への措置

加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場を設定する。

エ 関係機関との連携

子ども家庭支援センター等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

④ 相談体制

ア 管理職への報告

少しでも気になる児童の様子はすぐに管理職に報告する。

イ 個々のケースについての情報共有と指導

学校対策委員会で、ケースごとの具体的手立てを協議し、全教職員で共通した指導を実施する。

4 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、①に示す「生命、心身、又は財産に重大な被害」については次のような場面を想定し、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合　・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

②に示す「相当の期間」については、不登校を理由として欠席が年間累計13日を超えた時点を目安とする。ただし、児童が不登校を理由として5日程度連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、板橋区教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

（2）重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに板橋区教育委員会に報告する。

報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

（3）重大事態の調査及び調査主体

重大事態の調査は「質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。また、「事実確認を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

学校が主体となって調査を実施し、事実関係を明確にする。ただし、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会の附属機関である「区支援室」が調査を実施する。

（4）調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

5 その他

板橋区立高島第五小学校いじめ防止基本方針の内容の定期的な検討については、学校対策委員会の主導により計画・実行・評価・改善を繰り返すことで、より実効性のある取組となるよう努める。